令和4年10月11日 改正 令和4年12月23日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大の渦中にあって、原油価格や農業資材の高騰などの影響を受け、営農に影響が生じている農業者に対し、農業経営の安定及び発展を図るため、松戸市農業経営支援金(以下「支援金」という。)を交付することに関し、松戸市補助金等交付規則(昭和55年松戸市規則第17号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする

(定義)

- 第2条 この要綱において、「農業者」とは本市内で農業を営んでいる者をいう。 (交付対象者)
- 第3条 支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。
  - (1) 令和4年1月1日現在、市内に住所を有し、支援金の受領後、引き 続き営農を継続する意思があること。
  - (2) 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間の農産物販売 金額が50万円以上であること。
  - (3) 松戸市暴力団排除条例(平成24年松戸市条例第2号)第2条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等(以下「暴力団等」という。)、暴力団等の活動の利益になる行為を行う者、又は暴力団等と密接な関係を有する者に該当しないこと。
  - (4) 法令又は公序良俗に反しないこと。
  - (5) 市長が必要と判断した場合、審査に伴う市の調査に同意すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が適当でないと認める者にあっては、対象者としない。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、1農業者(世帯)につき5万円とする。

(支援金の交付申請)

- 第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和 5年2月末日までに、松戸市農業経営支援金交付申請書(別記第1号様式) に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
  - (1) 松戸市農業経営支援金交付請求書(別記第2号様式)

- (2) 令和3年分確定申告書の写し
- (3) 令和3年分所得税青色申告決算書または収支内訳書(農業所得用) の写し
- (4) 振込先金融機関、支店、口座番号と口座名義人が分かる通帳の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

- 第6条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、 支援金の交付を決定したときは、松戸市農業経営支援金交付決定通知書(別 記第3号様式)により、支援金の不交付を決定したときは、松戸市農業経営 支援金不交付決定通知書(別記第4号様式)により、申請者に通知するもの とする。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定をしたときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(支援金の交付回数)

- 第7条 支援金の交付の回数は、第4条に規定する支援金の額を1回限りとする。 (支援金の返還)
- 第8条 市長は、支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する こととなったときは、当該交付決定を取り消すものとする。
  - (1) 虚偽の申請又は不正な行為を行ったとき。
  - (2) この要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既 に支援金が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、期限を定め、 支援金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。